

宇部市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

宇部市奨学金返還支援補助金に関する事務のため、下記のとおり正規雇用しており、相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先部署 の所在地	
就業開始日	
勤務先電話番号	

(基準日：10月1日時点)

【宇部市奨学金返還支援補助金交付要綱 第2条第3項に係る確認】

「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し
市内に事務所又は事業所を有すること」

(確認の上、以下の該当するチェックボックス に チェック をお願いします。)

	業種分類	中小企業基本法の定義
<input type="checkbox"/>	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/>	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/>	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/>	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/>	福祉・医療	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の福祉・医療法人 又は常時使用する従業員の数が100人以下の福祉・医療法人 及び個人